

1割負担

特別養護老人ホーム 帛の郷利用料金表

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

＜令和3年4月1日 現在＞

- ※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
- ※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

《第1段階利用者》

- ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ） 全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	661	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	1,966	60,480
要介護2	730	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	2,035	62,550
要介護3	803	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	2,108	64,740
要介護4	874	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	2,179	66,870
要介護5	942	12	20	46	12	23	61	11	50/月	300	820	2,247	68,910

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む

区分	基本料金	個別機能	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	661	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,056	63,180
要介護2	730	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,125	65,250
要介護3	803	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,198	67,440
要介護4	874	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,269	69,570
要介護5	942	12	20	46	12	23	61	11	50/月	390	820	2,337	71,610

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外

区分	基本料金	個別機能	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	646	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	2,791	85,230
要介護2	714	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	2,859	87,270
要介護3	787	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	2,932	89,460
要介護4	857	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	3,002	91,560
要介護5	925	12	20	46	12	23	61	11	50/月	650	1,310	3,070	93,600

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

- ・世帯に課税者がいるもの、市町村民税本人課税者、預貯金等が単身で1,000万以上（夫婦で2,000万以上）

区分	基本料金	個別機能	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	646	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,392	2,006	4,229	128,370
要介護2	714	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,392	2,006	4,297	130,410
要介護3	787	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,392	2,006	4,370	132,600
要介護4	857	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,392	2,006	4,440	134,700
要介護5	925	12	20	46	12	23	61	11	50/月	1,392	2,006	4,508	136,740

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

- ・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

加算項目				
初期加算	30/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3/月	看取り介護加算（Ⅰ）
外泊時加算	246/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13/月	死亡日45日前～31日前
経口移行加算	28/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	10/月	死亡日30日前～4日前
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	安全対策体制加算	20/回	死亡日の前々日/前日
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	低栄養リスク改善加算	300/月	死亡日
療養食加算	6/回	再入所時栄養連携加算	400/月	
排せつ支援加算（Ⅰ）	10/月			
排せつ支援加算（Ⅱ）	15/月			
排せつ支援加算（Ⅲ）	20/月			

《補足》

処遇改善加算Ⅲ＝

（基本料金+すべての加算）×0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1コンセント） 1,000円/月

- ・サービス内容により基本料金に加算されます。

2割負担

特別養護老人ホーム 帛の郷利用料金表

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

<令和3年4月1日 現在>

- ※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
- ※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

《第1段階利用者》

- ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ） 全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,322	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	2,812	87,360
要介護2	1,460	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	2,950	91,500
要介護3	1,606	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	3,096	95,880
要介護4	1,748	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	3,238	100,140
要介護5	1,884	24	40	92	24	46	122	22	100/月	300	820	3,374	104,220

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む

区分	基本料金	個別機能	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,322	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	2,902	90,060
要介護2	1,460	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	3,040	94,200
要介護3	1,606	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	3,186	98,580
要介護4	1,748	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	3,328	102,840
要介護5	1,884	24	40	92	24	46	122	22	100/月	390	820	3,464	106,920

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外

区分	基本料金	個別機能	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,322	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	3,652	112,560
要介護2	1,460	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	3,790	116,700
要介護3	1,606	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	3,936	121,080
要介護4	1,748	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	4,078	125,340
要介護5	1,884	24	40	92	24	46	122	22	100/月	650	1,310	4,214	129,420

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

- ・世帯に課税者がいるもの、市町村民税本人課税者、預貯金等が単身で1,000万以上（夫婦で2,000万以上）

区分	基本料金	個別機能	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,322	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,392	2,006	5,090	155,700
要介護2	1,460	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,392	2,006	5,228	159,840
要介護3	1,606	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,392	2,006	5,374	164,220
要介護4	1,748	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,392	2,006	5,516	168,480
要介護5	1,884	24	40	92	24	46	122	22	100/月	1,392	2,006	5,652	172,560

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

- ・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

加算項目			
初期加算	30/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3/月 看取り介護加算（Ⅰ）
外泊時加算	246/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13/月 死亡日45日前～31日前 72/日
経口移行加算	28/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	10/月 死亡日30日前～4日前 144/日
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	安全対策体制加算	20/回 死亡日の前々日/前日 680/日
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	低栄養リスク改善加算	300/月 死亡日 1,280/日
療養食加算	6/回	再入所時栄養連携加算	400/月
排せつ支援加算（Ⅰ）	10/月		
排せつ支援加算（Ⅱ）	15/月		
排せつ支援加算（Ⅲ）	20/月		

《補足》

処遇改善加算Ⅲ＝

（基本料金+すべての加算）×0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1コンセント） 1,000円/月

- ・サービス内容により基本料金に加算されます。

3割負担

特別養護老人ホーム 帛の郷利用料金表

ユニット型地域密着型介護福祉施設サービス費（Ⅰ）

<令和3年4月1日 現在>

- ※ 下記料金は介護保険適用時の基本一日あたりの実費負担分です（ひと月30日で計算しています）。
- ※ 高額介護サービス費～利用者負担が著しく高額とならないように1割部分合計が、所得区分ごとの負担限度額を超えた場合、差額が還付されます（代行手続きが可能です）。

《第1段階利用者》

- ・世帯（世帯を分離している配偶者を含む、以下同じ） 全員が、市民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者
- ・生活保護受給者

(円)

区分	基本料金	個別機能Ⅰ	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,983	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	3,658	114,240
要介護2	2,190	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	3,865	120,450
要介護3	2,409	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	4,084	127,020
要介護4	2,622	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	4,297	133,410
要介護5	2,826	36	60	138	36	69	183	33	150/月	300	820	4,501	139,530

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第2段階利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、年金収入額（※）+合計所得が80万以下。※：平成28年8月からは非課税年金も含む

区分	基本料金	個別機能	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,983	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	3,748	116,940
要介護2	2,190	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	3,955	123,150
要介護3	2,409	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	4,174	129,720
要介護4	2,622	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	4,387	136,110
要介護5	2,826	36	60	138	36	69	183	33	150/月	390	820	4,591	142,230

※高額介護サービス費の負担限度額/15,000円

《第3段階利用者》

- ・世帯全員が市民税非課税世帯であって、第2段階該当者以外

区分	基本料金	個別機能	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,983	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	4,498	139,440
要介護2	2,190	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	4,705	145,650
要介護3	2,409	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	4,924	152,220
要介護4	2,622	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	5,137	158,610
要介護5	2,826	36	60	138	36	69	183	33	150/月	650	1,310	5,341	164,730

※高額介護サービス費の負担限度額/24,600円

《基準費用額》

- ・世帯に課税者がいるもの、市町村民税本人課税者、預貯金等が単身で1,000万以上（夫婦で2,000万以上）

区分	基本料金	個別機能	個別機能Ⅱ	日常生活	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤体制	栄養マシ強化	科学的介護Ⅱ	食事代	居室代	1日小計	1か月合計
要介護1	1,983	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,392	2,006	5,936	182,580
要介護2	2,190	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,392	2,006	6,143	188,790
要介護3	2,409	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,392	2,006	6,362	195,360
要介護4	2,622	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,392	2,006	6,575	201,750
要介護5	2,826	36	60	138	36	69	183	33	150/月	1,392	2,006	6,779	207,870

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

- ・市民税課税者（課税所得145万円以上で年収が520万円（単身世帯で383万円）以上などの現役並み所得に相当する方）

※高額介護サービス費の負担限度額/44,400円

加算項目			
初期加算	30/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	3/月 看取り介護加算（Ⅰ）
外泊時加算	246/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	13/月 死亡日45日前～31日前 72/日
経口移行加算	28/日	褥瘡マネジメント加算（Ⅲ）	10/月 死亡日30日前～4日前 144/日
経口維持加算（Ⅰ）	400/月	安全対策体制加算	20/回 死亡日の前々日/前日 680/日
経口維持加算（Ⅱ）	100/月	低栄養リスク改善加算	300/月 死亡日 1,280/日
療養食加算	6/回	再入所時栄養連携加算	400/月
排せつ支援加算（Ⅰ）	10/月		
排せつ支援加算（Ⅱ）	15/月		
排せつ支援加算（Ⅲ）	20/月		

《補足》

処遇改善加算Ⅲ＝

（基本料金+すべての加算）×0.033

《実費》

その他個人の嗜好によるもの

電気代（1コンセント） 1,000円/月

- ・サービス内容により基本料金に加算されます。